

株式会社日本政策投資銀行 女性活躍推進に関する行動計画

女性が活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日 ～ 2026年3月31日（5年間）

2. 数値目標

目標1：2025年度末までに管理職に占める女性割合を15%以上とする。

目標2：男女ともに在宅勤務制度の利用率を100%とする。

3. 取組内容と実施時期

①管理職育成等を目的としたキャリア研修の実施

2021年度～ 管理職候補者層を含む幅広い職員に対して、長期的なキャリア形成を支援するため、キャリア研修・リーダーシップ研修及びキャリア座談会等を拡充して実施する。

②管理職を対象としたマネジメント研修の継続

2021年度～ 管理職層に対して、ダイバーシティ&インクルージョンや仕事と家庭の両立に関する理解の促進とマネジメント力向上のための研修を継続して実施する。

③仕事と家庭の両立支援制度の浸透

2021年度～ 育児・介護ハンドブックの配布等を通じ、既に導入している下記の仕事と家庭の両立支援制度の周知や利用の促進を図っていく。特に在宅勤務制度については、制度周知や利用状況の確認等を通じて着実な利用を促進する。

【仕事と家庭の両立支援制度】

制度	内容
配偶者の出産のための特別休暇	配偶者が出産する場合に、その前後に2日間の休暇を取得できる。
育児休業	1歳未満の子を養育するために休業を取得できる。また、特別な事情（保育所に入所を希望しているが入所できない等）がある場合には、子が満2歳になるまで育児休業の延長が認められる。
育児目的休暇	1歳未満の子の育児のために、必要な場合に、最長5日

	間の休暇を取得できる。
育児短時間勤務	小学校3年生までの子を養育する職員は、必要な場合に、1日につき90分を限度として勤務が免除される。
時間外労働等の制限・免除	小学校3年生までの子を養育する職員は、必要な場合に、時間外勤務および休日勤務が免除される。
保育所利用	本店の近隣に所在する2ヶ所の事業所内保育所の利用が可能。
職員向け研修	職場復帰に向けて、仕事と育児の両立に対する不安を払拭し、時間制約がある中でも自分のキャリアを開発し、会社に貢献する意識を醸成するセミナーや、保活セミナー等を実施。
再雇用制度	出産・介護等家庭の事情により退職を余儀なくされた職員（正職員としての勤続期間が3年以上の職員）を対象とした登録・再雇用制度。

※他、育児・介護両立者に対象を限定せず利用可能な制度として、コアタイムありフレックスタイム制度及び在宅勤務制度あり。

以上

女性活躍推進法及び育児・介護休業法に基づく情報公表（2023年5月8日公表）

・管理職に占める女性労働者の割合 9.3%（2023年3月31日時点）

・育児休業取得率 女性 96.4%、男性 48.6%（2022年度）

※育児休業及び育児関連休暇（配偶者出産及び育児目的休暇）取得率
女性 96.4%、男性 97.1%（2022年度）

以上